

知財ビジネス評価書を利用する上での注意点

■対象となる企業

特許、実用新案、意匠、商標のいずれかの権利を保有している中小企業です。
(出願中のものは対象としません。)
著作権のみしか保有していない企業は対象になりません。

■申請の手順

取引のある金融機関にご相談ください。(申請は金融機関からに限らせていただくため。)

■採択方法

申請いただいた評価対象となる中小企業が、必要な要件を満たすことなどを確認の上、事務局で評価書作成支援の決定をさせていただきます。結果は申請者に連絡します。

■採択までの期間

原則、申請をいただいてから随時採択するため、概ね数週程度要します。
(なお、申請内容によって審査に時間を要する場合があります。)

■評価書作成期間

評価機関によって評価書作成に必要な期間が異なりますが、ヒアリング実施や各種資料のご提供後、概ね1ヶ月間が目安となります。(調査の開始時期については、申請金融機関とご相談をさせて頂く場合があります。)

■金融機関における評価書の扱い

評価書は、金融機関内で融資等の経営支援を行う際の参考資料として活用されることを期待するものですが、必ず融資を実施することを求めるものではありません。

■特許庁および事務局における評価書の扱い

評価書の内容や金融機関での取扱いの結果については、特許庁にも報告させていただきます。また、貴社の承諾を前提として、広くPRさせていただく可能性(下記、「知財金融ポータル」への事例情報の掲載ほか)があることについてご承諾をお願いいたします。



中小企業経営者の皆様

知財ビジネス評価書 活用のススメ

2018



評価にかかる費用は
無料です。

貴社の知的財産の将来性を評価します!

知財金融ポータル

制度の詳しい説明や制度活用実績のある金融機関のご紹介しています。また、評価書の活用にあたり参考となる資料「知的財産活用のススメ」が入手でき、知財ビジネス評価書のサンプルをご覧頂くこともできます。

知財金融ポータル

検索

<http://chizai-kinyu.go.jp>



■お問合せ先

●申請方法や事業の実施に関すること(事務局)

〈受託事業者〉
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2 オランダヒルズ森タワー
TEL:03-6733-1405 Email: ipf@murc.jp

●制度に関すること

特許庁普及支援課 支援企画班
〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3
TEL:03-3581-1101(内線2145)

貴社の強みを評価しませんか？

特許・商標等は知的財産といい、法律によってその権利が守られており、経営資産として有効に活用することが可能です。

中小企業が持つ知的財産について、専門の調査会社(評価機関)がその技術内容等を含めたビジネス全体を評価し、「知財ビジネス評価書」を作成します。この評価書は、企業の強みや成長性、ビジネス全体を読み解くことができるものです。

この評価書により、貴社の特許や技術等がどのようにビジネスに貢献し、利益を生み出しているのかをより分かりやすく金融機関に伝えることができます。



知財ビジネス評価書とは

企業が保有する特許・商標等の知的財産を活用したビジネスの実態をわかりやすく説明し、そのビジネス全体の評価を行います。評価する調査会社、専門家によって評価書の内容は異なりますが、代表的な評価書には以下のような内容が含まれており、様々な情報を得ることができます。

- ・特許等の技術の強さを評価します。
- ・特許等の技術をつかった製品の市場性について評価します。
- ・今後の事業の成長性や見通しについても評価します。
- ・知財や事業に関する課題を整理します。

※調査会社により、評価する項目は変わります。別紙「調査会社一覧」をご覧ください。



知財ビジネス評価書 作成メリット

事業性を見極める

自らを知る

企業の成長要因に密接に関わる特許等の知的財産を評価することは貴社の事業性や中長期的な成長性を見極めるために有益です。

第三者(調査会社)が作成するため、客観的な評価データが入手可能です。



PRの材料とする

他者に伝える

対外的なPRの際の材料として評価データを活用するほか、金融機関に対して自社事業を詳細に説明することで融資判断の際の補強材料に活用することも可能です。(評価書の作成および評価書の内容が貴社に対する融資をお約束するものではないことについてあらかじめご承知置きください。)

自社の強みや技術内容が整理され、新たなビジネスマッチングや販路開拓の際の参考資料としても活用可能です。

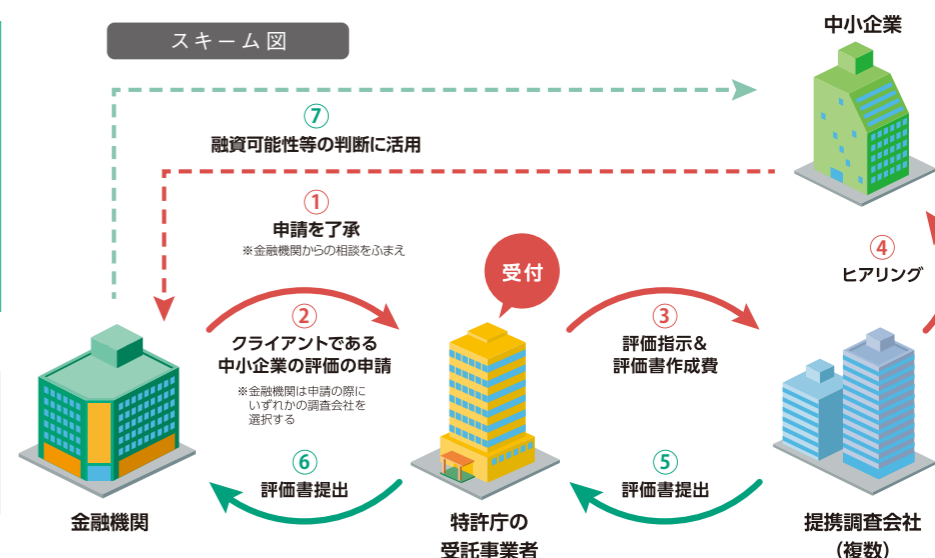


申請の流れと費用

本制度では、『金融機関が申請者』となって、貴社の知財ビジネス評価書の作成を進めていくことになります。

評価書の作成に係る費用は、**全額特許庁が負担します。**
貴社、金融機関の**費用面の負担は発生しません。**

なお、調査会社によるヒアリングや企業情報の提供等についてご協力をいただきます。



進め方と準備いただくもの

知財ビジネス評価書は、専門の調査会社(評価機関)が行います。事前に準備いただく資料にもとづき評価作業を行う場合と、インタビューをさせていただきその内容を加味した評価作業を行う場合があります。採択決定後、調査会社より連絡がございますので、ご協力をお願い申し上げます。

事前に準備いただきたい資料(例)

- 事業内容がわかる資料(既存のもので結構です)
 - 事業案内が記載されたパンフレット等
- 業績に関するデータ
 - 過去5年程度の売上高等
- 技術関連の資料(既存のもので結構です)
 - 製品や技術等に関する説明資料
 - 特許に関する閲覧可能な資料等

インタビューさせていただきたい主な項目(例)

- 保有技術/製品の概要
 - 基本的なビジネスモデル
 - 取引に関わるステークホルダー
 - 保有技術/製品の具体的内容
- 保有技術/製品の評価
 - 保有技術/製品の新規性や独自性・優位性(強み・弱み)
 - 保有する知的財産とその有効性(知財と事業の関連性)
- 市場性/将来性の評価
 - 直近の市場規模とその成長見通し
 - 競争環境の変化の可能性
 - 期待される新規市場(新規取引を期待できる市場の有無)
- 課題
 - 技術開発及び事業全般に関する課題
 - 知的財産に関する課題

※調査会社によってはインタビュー調査を必要としない場合もあります。

